

(案)

物品売買単価契約書

石狩湾新港管理組合（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、燃料等（以下「燃料」という。）の売買について、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 甲は、乙から次に掲げるところにより、燃料を買い入れるものとする。

（1）燃料の種類 灯油（JIS 1号）

（2）単 価 1 リットル当たり 金 円

上記価格に消費税及び地方消費税相当額を加算する。

（3）契約期間 契約締結日から平成30年5月31日

（4）納入場所 石狩湾新港管理組合庁舎・樽川1号上屋・樽川2号上屋・樽川ゲート警備員室
花畔2号上屋・花畔3号上屋・花畔ゲート警備員室・東木材ゲート警備員室
東2号ゲート警備員室・東警備員待機所・西ゲート警備員室

（単価の変更）

第2条 甲又は乙は、契約期間中に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、契約単価が不相当となったと認めたときは、協議の上これを変更することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項に定める場合のほか、別記の契約単価の変更に関する特約事項に定める契約単価の変更事由に該当する場合には、当該特約に定める算定を行い、双方が協議して契約単価を変更する。

3 前項の場合において、双方が協議を開始した日から14日以内に協議が整わないときは、甲が契約単価を定め、乙に通知する。

（納入及び検査）

第3条 乙は、第1条第3号の契約期間中、甲が発注する都度、その指定する期日（以下「納入期限」という。）までに当該発注に係る燃料を納入し、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4 第2項（前項において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は、乙の負担とする。

（代金の支払）

第4条 乙は、毎月、前月中に納入した燃料に係る代金額に当該代金額の100分の8に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。（以下「売買代金」という。））を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に石狩湾新港管理組合会計管理者勤務の場所において支払うものとする。

（危険負担）

第5条 第3条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた燃料についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

（瑕疵担保）

第6条 甲は、第3条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の引渡しを受けた後30日以内に、当該燃料について隠れた瑕疵を発見した場合には、乙の負担において、これを代品と取り替えさせることができる。

（履行遅滞）

第7条 乙は、納入期限までに燃料を納入することができないときは、その理由を付して甲に納入期限の延期を申し出なければならない。

(案)

- 2 前項の申出があった場合において、甲が納入期限の延期を承認したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと甲が認めた場合又は甲の責めに帰すべきものである場合を除き、乙は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数（第3条第3項の規定により代品を納入した場合において、当該代品の納入が納入期限後となる時にあっては、当該合格しない燃料の検査に甲が要した日数を除く。）に応じ、当該遅滞に係る燃料の売買代金につき年2.7パーセントの割合で計算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。
- 3 前項の違約金の債務は、甲に支払金の債務があるときは、これと相殺するものとする。
- 4 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。この場合において、甲が乙に対し口頭又は文書で売買代金を支払う旨の通知をした日の翌日以後の期間は、約定期間に算入しないものとする。

(権利又は義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(解 除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らかの催告をしないうちにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙若しくはその代理人の責めに帰すべき理由により、乙若しくはその代理人がこの契約の条項に違反した場合又は乙若しくはその代理人がこの契約を履行する見込がないと甲が認めた場合
- (2) 乙又はその代理人から契約解除の申出があった場合
- (3) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は甲に対し、甲乙協議して定めた額を賠償金として支払わなければならない。

第10条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第11条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第11条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(案)

- (2) 乙が納付命令（独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第 11 条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

（不正行為に伴う賠償金）

- 第 11 条 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の引渡しを受けた物品の売買代金の合計額の 10 分の 2 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 5 号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に規定するものであるとき又は同項第 6 号に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない物品の売買代金に係る賠償金については、当該物品の売買代金が確定した都度、前項の規定中「毎月の引渡しを受けた物品の売買代金の合計額」とあるのは「毎月の引渡しを受けた物品の売買代金」と読み替えて、同項の規定を適用する。
 - 3 甲は、実際に生じた損害の額が前 2 項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
 - 4 第 1 項及び第 3 項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

（相殺）

- 第 12 条 甲は、乙に対する支払金の債務があるときは、第 9 条第 2 項並びに前条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の賠償金と相殺することができる。

(案)

(費用の負担)

第13条 この契約の締結及び物品の納入に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を有するものとする。

平成 年 月 日

甲 石狩湾新港管理組合
管理者 高橋 はるみ

乙 住所

氏名

(案)

別記

契約単価の変更にに関する特約事項

第1 特約の目的

この特約は、石油製品の市場価格を的確に反映させるとともに、双方対等の立場において公正に変更契約を締結するため、国等による石油製品の販売価格の調査結果を基に、加算又は減算しようとする契約単価の変動額を算定する方法を定める。

第2 用語の定義

1 調査月

石狩湾新港管理組合が変更契約の要否を検討する月

2 当初月

1 番最初の契約締結日の属する月

3 市場価格

経済産業省資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査のうち、給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）週次調査の調査結果（店頭現金価格）における毎月最初に調査された価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（小数点第3位以下は切り捨てる。））を採用する。

(1) 灯油の市場価格

灯油・配達（¥/18ℓ）における北海道局の価格を1ℓあたりの価格に計算した額

算出方法 市場価格 = 調査結果価格 / 18 / 1.08（※小数点第3位以下を切り捨て）

4 市場価格の差額

市場価格の差額とは、当初月から調査月までの市場価格の差額のことをいう。

算出方法 市場価格の差額 = 【調査月の市場価格】 - 【当初月の市場価格】

5 単価変動額

単価変動額とは、市場価格の差額と直近までの契約変更の状況を勘案した変動額のことをいう。

算出方法 単価変動額 = 【市場価格の差額】 + (【1 番最初の契約単価】 - 【現行の契約単価】)

第3 契約単価の変更及びその方法

契約単価の変更及びその方法は、次のとおり行うものとする。

(1) 契約単価の変更は、単価変動額に1円以上の増減が生じた場合に行うものとする。

(2) 契約変更の適用の時期は、調査月の1日とする。

(3) 初回の契約単価の変更

当初月の翌月から実施する。

第4 その他留意事項

本特約は、契約書第2条第2項による契約変更の場合に適用されるため、災害等による経済情勢の激変や予期することのできない事象があった場合は、契約書第2条第1項により、別途協議を行い契約単価の変更が行われること。